

第二章 町村合併後の政治と社会

香宗川水越し紛争

「水越し」とは、藩政期から異常出水の際堤防決壊を防止するため、堤防の一部を常に凹字型に切除して置き、洪水を水流外に吐き出すように設けられたもの。これには水勢の急な落下による土地の損傷を防ぐためならかな傾斜地が付属され、この傾斜地はおおむね共有地とされていた。⁽²³⁾一説に「水越し」は水不足等の際灌漑^{かんがい}のために設けられたものであるとされるが、堤防の上部を切除しても、常時水位よりはるかに上方で、到底これを越して灌漑できるものではなく、この説は当を得たものではないと考えられる。また香宗川流域には「犠牲田」というものがあり、元禄年間から川の曲折地や底地帯では、付近の耕地を水害から守るため一部農民が犠牲的に土地を提供する慣例がある。大体三〇㍉ほどの水田をもって周囲に灌木を植え、洪水氾濫^{はんらん}により流れる土砂を防ぎ止める役割を果たし、堤防不完全時代は最も重視されたが、それでも増水量によって全く役立たない場合もあった。治水工事が逐次進行するに従い「犠牲田」も次第に姿を消し、昭和三十五年ごろはわずかに残存が認められる状態であったが、⁽²⁵⁾圃場整備後は全くみられなくなった。「水越し」や「犠牲田」は、洪水対策として古来から工夫されたものであったのである。

それはさておき、この紛争の起こった水越しは、香宗川橋上流約四〇㍉の香宗川左岸堤防上に設けられたもので、高さ三〇㍉、長さ三〇㍉にわたり堤防が切除され、かつ二㍉幅に石畳が敷かれたもので、また奥行き五〇㍉の傾斜地が付属していた。要するにこの施設は、洪水の節香宗川右岸、すなわち、香宗地区への氾濫を防ぐもので、溢水は自然と徳王子田園地帯へ流出して田畑が冠水となるもので、これをもって香宗側は水利慣行権と唱えていたものである。しかし当時この水越しは放置されたままで、積年の大雨等により凹所に土砂が堆積して両端堤防面と同高となり雑草が生い茂っているという状態で、到底その役目を果たせる状況ではなかったのである。

そもそもこの紛争の発端は、昭和四十七年七月五日、同年九月八日、両度の集中豪雨で香宗地区が浸水の大被

害を受けたことは、この水越しが用をなさず、かえって防塁となったがために香宗地区へ水が押し寄せたと判断され、野市町中ノ村土木委員会が「我々の共有地であるうへ慣行権が先行する」ことを理由に、水越しの堆積土砂除去作業実施を決議したことにある。

これに対し香我美町香宗川左岸土地改良区（理事長大庭正寿町長、四二〇戸）農民は、徳王子地区二三〇畝田んぼの存在を無視する暴挙と速断、絶対阻止の態度を示して情勢は險悪さを加えるに至り、野市・香我美両町首脳関係者は十月十四日現地を視察し、穏やかに解決するため住民説得を申し合わせた。⁽²⁶⁾

その結果、十月二十日、野市町側は木下町長・野村助役・土木委員会委員ら約四〇人、香我美町側は光明院助役・貞岡産経課長・土地改良区組合員ら約一五人が、野市町香宗公民館に集合話し合いが行われた。香我美町側は「慣行権をうんぬんするが、二十数年以来放置の状況は権利放棄も同然で、目下県により実施中の浚渫^{しゅんせつ}工事が完了を待ち再検討しても遅くはない」とするのに対し、香宗側は「水越し手入れは労力・費用の関係で延び延びとなっていたもので放置したものではない。土砂除去が浚渫より先決問題」と主張して譲らず、香宗川改修期成同盟会門脇事務局長の「期限を一〇日間と決め、今一度地元意見調整を図ってはどうか」という仲介により双方納得、ひとまず解散となった。⁽²⁷⁾ 同年十二月十八日中ノ村土木委員会は、野市町長を通じて徳王子地区へ土砂除去を通知し、翌十九日ブルドーザー一台をトラックに積み、住民約三〇人で水越しに乗り入れた。徳王子農民約七〇人は「この地区は県営圃場整備事業予定地であり、勝手に土を削ることは許せない」として、ブルドーザーの前に座り込みならみ合いが続いた。この間県や両町関係者も参集したが対策が打ち出せずにいるところへ、駆け付けた岡崎喜代志・志磨村治両県議の説得に応じ一応双方引き揚げ、両県議は香宗公民館で中ノ村土木委員会に対し、直ちに知事に応急な改修工事と予算措置を申し入れるので、結論が出るまで一週間待ってほしいと斡旋^{あせ}を示し、委員会も一応納得した。⁽²⁸⁾

しかし両県議の運動は行われたものの現実的な効果が現れず、地元では双方の対立は根深く、仲介も全くのお手上げ状態となって時日が経過したが、翌四十八年三月二十五日ついに中ノ村住民約一〇〇人が、スコップや一輪車をもって人海戦術により堤防上の土砂を除去、さらに地区共有地に幅一〇呎、長さ一〇〇呎の導水路を掘削する挙に出た。これに対し徳王子側は一応静観の態度を取り、当日は混乱はなかった。⁽²⁹⁾

ところが、翌三月二十六日徳王子側は地区民約一〇〇人総出で、トラック約六〇台を使用して、香宗側のトラック通路に車の放置や座り込みなどで妨害するのを実力で排除し、小競り合いを繰り返しながら、延べトラック二〇〇台分の土砂を搬入して埋め直し、かつ現場で総括集会を開き、「中ノ村と争うことは目的でない。圃場整備・河川改修の並行実施という約束を破った行政責任追及」を決議、トラックを連ねて香我美町役場へデモ行進を行った。一方、野市側は木下町長を押し立てて県庁に向き、かさ上げした土砂を県で除去することを申し入れるという陳情運動が行われた。⁽³⁰⁾

結局この紛争事件は、永年住民の待望する香宗川改修工事が、前年暮れ岸本放水路開削着手で開始の運びとなったが、住民意識としては、緊急性を配慮された機械力総動員による一気呵成^かの工事進行を予想したが、必ずしもその状況は住民を満足せしめるものではなかったことに原因があった。これについて行政怠慢として極めて不満を抱いていた矢先、二度にわたる集中豪雨に見舞われ、浸水被害の最も大きかった香宗住民の不満爆発による強行措置で、香宗・徳王子双方住民の対立激化現象が発生したという経過であるが、根強い対立感情にもかかわらず、悪口の応酬はあっても、相手方行為に対抗する暴力直接行使がみられない特徴があった。これは紛争目的が、双方とも香宗川の早期全面改修促進ということで一致しており、この紛争を通じて行政当局の対応に刺激を与えることにあったのである。すなわち、行政当局に住民意思を強力に認識させるためのものであり、これら紛争行為は最終目的達成のための手段であったともいえるのではなからうか。

堤防を削り相手方がこれを埋め戻すという一連の実力行使以後、現地においては何の争議行為もみられないままに放置され、もっぱら双方から県への陳情合戦が行われて処置を県に任せた状況となった。しかし県としても直ちに全面改修が達成できるものではなく、とりあえず洪水時の応急対策手段として、祇園堰の一部長さ一五呎の区間を、現状より五〇釐低くする案をもって赤岡町意図を打診した。同町は該堰が低くなることは出水時の被害が憂慮されるとしながらも、同堰下流の浚渫、堤防危険箇所補強を条件として受諾するに至り、これをもって野市・香我美両町民を納得させ、かつ水越堤防については両町主張の中間をとり、紛争以前の高さに戻すことで双方が合意、県は昭和四十八年四月二十六日業者に委託して、水越堤防の復元作業を実施しさらに土のうで補強して、二年越しの紛争も一応解決をみるに至った。⁽³¹⁾

この紛争は第一期香宗川改修に関連する一事件であるが、当時大いに世論を喚起して注目された。改修後の現在においてはこうした紛争は起り得べきものではなく、また「水越し」自体の跡も認められないが、香宗川治水史上ではとくに記録の必要を認めるものである。

注

- 1 昭和三十三年六月十七日高知県告示第三八五号。
- 2 昭和三十年九月二十八日『高知新聞』。
- 3 昭和四十五年八月四日右同。
- 4・5・6 昭和三十九年十二月二日右同。
- 7 同月十三日右同。
- 8・9 昭和四十一年七月三十日右同。
- 10・11 昭和四十六年十二月十三日右同。
- 12 昭和四十七年九月十九日右同。

- 13 昭和五十一年『広報のいち』第一九七号。
- 14 会長は、昭和三十九年より香我美町長近森直樹、同大庭正寿を経て昭和五十―五十九年の間は野市町長木下光明、同六十年より香我美町長光明院友義が歴任した。
- 15 昭和三十五年十二月二十四日『高知新聞』。
- 16・22 『町村合併三〇年のあゆみ』。
- 17 昭和四十一年七月『広報のいち』第一六五号。
- 18・20 同年九月『同』第一六六号。
- 19 昭和四十七年七月十二日、同年九月十日『高知新聞』。
- 21 昭和六十年『野市町勢要覧資料編』。
- 23 昭和四十八年三月二十六日『高知新聞』。
- 24 昭和四十七年十月十七日、同月二十三日、十二月二十日右同。
- 25 昭和三十五年六月三十日右同。
- 26 昭和四十七年十月十七日右同。
- 27 同年同月二十三日右同。
- 28 同年十二月二十日右同。
- 29 昭和四十八年三月二十六日右同。
- 30 同年同月二十七日右同。
- 31 同年五月五日右同。

第八 災害と防災

第八 災害と防災

風水害

物部川は古来数条の小流に分かれて土佐湾に注いでいたが、野中兼山が山田堰を構築して堤防を築き、流路を現在のように一定したといわれる。旧岩村地区の舟渡しから唸内・立田・田村を経て前浜に至るまで一見して土地が低く、『地検帳』にも「古川」と記され、また一般に「古川敷」とよばれているが、これは兼山改修以前における原始水流の一部で、顯著にその河床が確認できる箇所でもある。また香宗川・烏川は最近改修されて一変の観があるが、永らく原始水流のまま推移したものであった。

古来からの風水害については、記録を拾うとかなりの数で枚挙にいとまのない状況である。しかし細大漏らさず記録されたものでないことよりすればもちろん完全性に欠けるし、また記録のものでもその状況等詳細記述がないのが一般的であるということから、記録の羅列を避けてその主なものを紹介するにとどめることとする。

記録によると藩政期は物部川堤防決壊はたびたびであったらしいが、主として西岸堤防決壊の記録が多い。とくに物部川橋上流西岸の「竹ヶ端」と称する所は常習地であったらしく、したがって、井堰の損害は別として、東岸より西岸地域の被害が大きかったようである。しかし物部川流域に山田島・仁尾島・小田島・下ノ島・戸板島・蔵福寺島等島名のつく集落が散在することは、これらの地区が往時物部川の中州の島であったということ、および現物部川橋畔西部堤外地にしても、明治時代は橋を中心として上下数町歩の原野と畑地になっていて、西方より川幅約五分の三内外の地点まで原野が突出し、河身は東方五分の二内外の地点を流下していて、この堤外地には競馬場や若干の店舗または広い桑畑もあったようである。しかし、明治二十五年以降のたびたびの洪水で

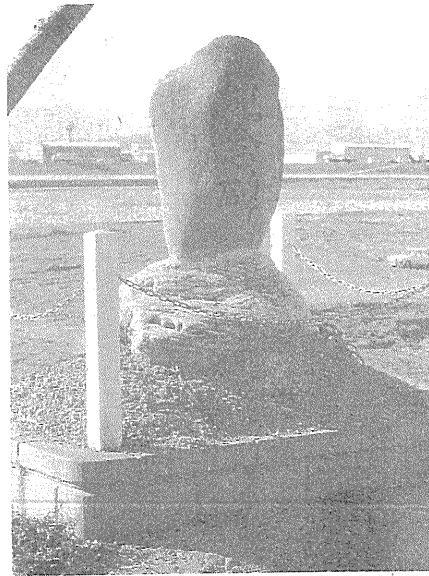
押し流され、順次縮小となり現在に至っていること等を考え合わせると、自然の猛威の偉大さを痛感するのはもちろんであるが、それにも増して物部川筋変貌の度合いは計り知れないものがあるようである。とくに原始河川時代では、洪水ごとに状況が一変したのではなかったかと想像されるのである。

藩政期に物部川洪水で野市村に関係あるもの一つに、寛文年中原部島にあった深瀨神社の社地が流失し、野市村十善寺へ同社を移したことである。洪水史料では寛文元年(癸)七月五、六の両日、翌二年六月二十九日、同七月二日、同六年七月といずれも被害大の風雨洪水が記録されるので、このうちのいずれかの洪水によるものと考えられる。また「亥の大変」といって物部川水害の代表的なものとして現在でも口伝されるが、これは文化十二年(八)乙亥七月六日から八日にかけての風雨洪水で、干支の亥を取った名称である。「物部川の解剖」(山本正心著)に山田堰や下流の被害状況が記録されるが、「変事録」(『山内氏時代史稿』巻十所収)には、次のように記される。

文化十二亥年秋七月七日潦雨ニシテ、嶋岬タル北山吐ニ洪水ニ万川怒瀉、然而物部川最溢漲、遂ニ西堤竹ヶ鼻ト称所破壊シテ、一派西方ニ逆行、前ノ浜東ノ方ヲ押し切り海ニ入ル。依テ水勢漸衰フトイヘドモ、余派猶向レ西、終南ハ十市ニ至ツテ止、北ハ下田川ニ押し入由。故自ニ下田ニシテ東曠野大海ノ如ク、流家・溺死以千算也。前浜押し切所、之レヨリ称シテ切レ戸ト云。

長岡郡下田村(現南国市)以東が海のようにであったと記している。しかし『物部川の解剖』記事と照合しても被害が大きかったのは西岸で、東岸とくに佐古・野市分は井堰その他の被害はあつたはずであるが、記録に残るほどのものではなかったと考えてよからう。

明治期に入つては、明治九年の久枝井堰上方西岸堤防約一〇〇間の決壊、同十九年は八月二十一日、九月十日、同十七日、同二十四日と連続的な暴風雨で、西岸竹ヶ端堤防約一〇〇間、東岸仁尾島堤防約一五〇間が決



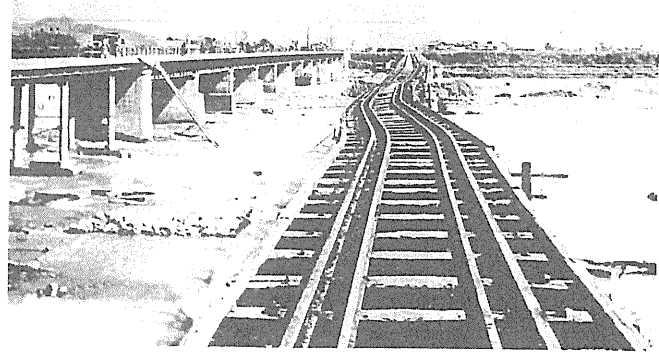
明治25年大洪水被害の下井溝改築記念碑
野市町西野公民館前庭

壊、深瀨村の田地が押し流されたが、これについては物部川事件が発生して永らく紛議があつた(第二章明治前期の政治社会第七節物部川堤防事件参照)。明治二十五年七月二十三日〜二十五日の暴風雨は、物部川橋付近および東岸の被害、さらに西岸三島村堤防が約三町決壊、濁流は長岡郡稻生村(現南国市)に達したという。物部川橋付近の堤外地が押し流され、東岸では二十四日に十善寺の深瀨神社地が流失、氏子の協力によって辛うじて御神体等を他に移したが、このことについては宗教と信仰編の神社の項で詳述した。また下井溝が一〇二間(約一〇九〇呎)にわたり崩壊流失した。ために溝を掘り替えたので、現在の下井川は昔のものではない。この下井川掘り替え工事についての記念碑が西野公民館前にあるが、もと比与森 茂氏宅前下井川の西側、道路の曲がり角に あつたものを移したものである。碑文を次に掲げておこう。

記念碑

明治廿五歳七月二十三日大洪水の為、深瀨神社の社地、其前後の田反、下井溝水越共百貳間のあいた潰れて流れ失たり。下井溝は元の幅々式間ありて深瀨神社の東岸を南多流れるも、此洪水に潰れて溝底三尺計り残り。其年の十二月掘替普請に着手せり。西野分の田畑四畝十考歩を買受、日毎に三百余の人夫を勞し、日数三十日を経て普請漸く事成竟へぬ。其あらましを是に記す。穴かしこ

明治三十一年十二月建之



昭和11年3月13日 集中豪雨による物部川鉄橋被害
（『土佐電鉄75年の歩み』）

| | |
|----------|-------|
| 野市村井堰工事長 | 吉本磯之丞 |
| 同 総代 | 寫内 竹吾 |
| 同井世話人 | 中田悦太郎 |
| 同村同 | 中屋孫太郎 |
| 世話人 | 吉本 吉之 |
| | 山本 慶治 |

明治三十年の洪水は、物部川西岸にも被害があったが、東岸佐古村父養寺宇土居ノ下よりツバヤ間の堤防が決壊した。同三十二年七月七〜九日の暴風雨では、西岸竹ヶ端堤防約一〇〇間内外が半決壊し、堤防裏が残存したのでこの方面の被害はなかったが、下流久枝方面は約三〇町歩の吉川村所属地が流失した。

大正期は、大正四年六月二十四日、同九年七月および八月、同十四年九月十四日に物部川水害が記録されるが、いずれも西岸の被害が大きかったものである。以上主として物部川水害について記述したが、香宗川・烏川筋においてもいろいろの水害があったと思われるが、史料がないため記述できないことをお断りしておく。

昭和期に入っては昭和九年九月二十一日の室戸台風が有名であるが、現野市町域の被害については記録がない。戦後に至っての現野市町地域関係記録を整理すると、次のとおりである。

○昭和二十二年七月二十一日、香宗川氾濫（『高知新聞』昭和二二・七・二二）

大忍村 水田五〇町歩浸水、一町歩埋没、床下浸水六〇戸
その他町村略

○昭和二十六年六月二十八日、低気圧通過（『高知新聞』昭和二六・六・二九）

香宗川増水田畑水浸し、烏川氾濫で野市町床下浸水約五百戸、電燈・電話線切断、農産物被害多大。

野市町の龍巻 午後一時二〇分ごろ、横井部落付近で龍巻起り、北進して佐古村深淵方面を通過。武市橋中心繁華街で

家屋倒壊五、半壊二四、他に塀の倒壊や屋根瓦飛散多数。

○昭和三十四年七月十四日、香宗川氾濫（『高知新聞』昭和三四・七・一五）

香宗川堤防を水が越え、水防倉庫・香宗農協をはじめ、民家約三〇戸床下浸水。

○昭和三十九年九月二十四日夜半〜二十五日早朝、台風第二〇号（『町史災害資料』）

家屋 全壊一四戸、半壊六五戸

罹災者 二八一人

農作物・家畜施設等被害 一億二二〇〇万円余

町内被害総額 一億六〇〇〇万円余

○昭和四十年九月十四〜十五日、豪雨（『前掲同』）

台風二四・二五号（アベック台風）接近に伴う前線活動による豪雨で、野市町付近で雨量三三〇ミリを記録。

香宗川 中ノ村・土居低地に浸水。

鳥川 大谷付近で堤防を越え、農協付近・商店街浸水。

被害は、床上三〇戸、床下三五〇戸浸水、水稻冠水八七畝。

○昭和四十五年八月二十一日、台風一〇号（『広報のいち』第一四九号等）

物部川橋野市寄りの橋げたが約四〇センチにわたり三〇〜四〇センチ陥没。

野市町被害

負傷者三〇人。住家全壊四二戸、半壊一八五戸、一部損傷一五五〇戸。農業施設・作物・公共施設など被害総額六億四三〇〇万円。

○昭和四十七年七月四〜五日、集中豪雨（『広報のいち』第一六五号等）

梅雨前線活動による局地的集中豪雨。一時間最大降雨量五三・五ミリ、五日朝九時までに一六五・五ミリ。

香宗川 中ノ村・土居多数の床上浸水、水深一〜一・五メートル。

烏川 東佐古・大谷地区、大國町・東町・中町一部・切石地区浸水。

大國町で水深一メートル。

被害は、床上浸水一七四世帯、床下浸水四四八世帯、農作物・商品など総額三億一〇〇〇万円。

龍河洞スカイライン建設工事中の金剛山から土砂が大谷地区を襲い、地区民の陳情書提出などで紛糾する。

○昭和四十七年九月八日夜〜九日朝、集中豪雨（『広報のいち』第一六六号他）

前線低滞のところへ熱帯低気圧通過によるもので、七月豪雨より多い時間降雨量六四・八ミリを記録。香宗川・烏川氾濫しその浸水状況も七月の状態を上回った。大谷地区はまたもや龍河洞スカイライン工事の土砂をかぶり、蜜柑園などに被害があった。床上浸水二二七棟、床下浸水四三三五棟。農産物等の被害八九八〇万円。

○昭和四十九年九月一日、台風一六号（『議会資料』）

高知県中部に上陸、瞬間最大風速四〇メートル。床上浸水八戸、床下浸水八二戸、農作物被害二〇三・八万円。

○昭和五十一年九月十一日夜半〜十二日、大型台風一七号（『広報のいち』第一九七号）

烏川改修のほぼ完成と香宗川岸本放水路完成により、浸水被害は中ノ村・土居地区で床上四〇世帯、床下二二七世帯にとどまり、最悪事態を回避することができた。

竜巻発生 九月十三日午前五時三〇分ごろ竜巻発生、中ノ村・兎田などで屋根を飛ばされたり、電柱が折れる被害があった。

以上は収集し得た史料を整理羅列したままで、「台風銀座」の異名を持つ本県にしてみれば、野市町関係でこれ以外に被害のあったことが考えられるが、それについての史料を得られないことを付記しておかなければならない。

水 防

明治・大正期の水防関係事項については、第二章第七節物部川堤防事件および第三章第五節水利問題の項でその大部分を詳述したので、本項ではただその経緯を要約して略述するにとどめる。

藩政期の物部川管理は七郡共通支弁の藩庁直営であったが、明治維新以後は堤防の経営管理の権限を関係町村の自治に移すこととなる。明治初年は県予算費目に「民費」とか「土木補助費」などが見えるが、物部川堤防修繕について当時その実態は必ずしも明確には判明しないが、主体が自治体費用で賄われたことは間違いないところである。

明治十六年度には片地村外一〇カ村で物部川堤防築造修繕費支弁組合の設立があり、さらに区町村会法公布によって、明治十九年九月二十日に郡長管理の物部川聯合村会が発足したが、例の物部川堤防事件で紛議をかもし、明治二十一年二月に水利土功会組織に変更する。ところが水利組合条例公布により水利土功会は解散し、明治二十七年一月二十六日に片地村以下一四カ町村一丸となった物部川水害予防組合が結成となる。これは以前同様片地村小田島以南吉川村吉原に至る堤防修築を目的とするが、東岸では片地村・佐古村・三島村上岡・吉川村が加入していた。ところが兩岸において利害関係により一致の行動をとることができないところから、東西分離



昭和47年7月5日集中豪雨による野市町内浸水状況

し、明治三十三年七月二十四日に物部川東岸片地村佐古村水害予防組合（管理者佐古村長）、同吉川村三島村水害予防組合（管理者吉川村長）が設置された。以来堤防修築管理は各組合によって行われたが、大正十一年七月二十七日に物部川が河川法準用河川に指定されたことから、昭和四年度より県費支弁となって長年にわたる自治負担から解放されたが、これによって片地村佐古村水害予防組合は昭和八年六月十四日に解散したのである。このようにして堤防修繕を主目的とする水害予防組合は消滅し、その任務は県に肩代わりされて一応決着をみたが、その後水害対策を目的として、次のような措置が講じられた。

昭和十一年五月二十八日県令第五号で高知県水防組設置規則が布達され、同年八月八日県告示第四四一号で知事は水防組設置市町村を指定したが、それによると香美郡では合計一六町村で、そのうちに野市町・佐古村・香宗村が含まれている。元来水火災予防は消防組規則に規定されていて、水防組・消防組は相関係にあるが、指定された町村の組織状態の内容等については史料を欠くので不明である。

昭和十四年に警防団令が公布され、防空・水消防・その他の警防任務が統括となり、また戦後は消防団令公布により、水防は消防団業務の一環とされたのである。

地 震 土佐における大地震を、記録により列挙すると次のとおりである。

| 年号 | 年月日 | 西暦 | 震域 | 強度(マグニチュード) |
|----|-----|-----------|----------|-------------|
| 1 | 白鳳 | 13・10・14 | 南海・東海 | 八・四 |
| 2 | 慶長 | 9・12・16 | 東海・西海・南海 | 七・九 |
| 3 | 宝永 | 4・10・4 | 東海・畿内・南海 | 八・四 |
| 4 | 安政 | 1・11・4(5) | 西日本 | 八・四 |
| 5 | 昭和 | 21・12・21 | 南海・紀伊 | 八・一 |

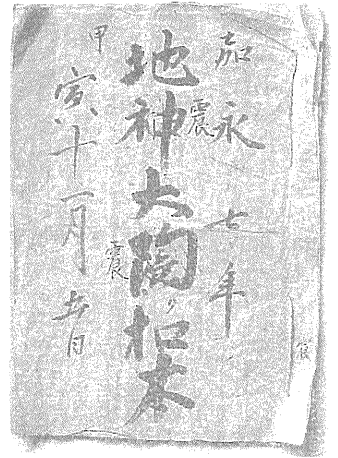
いずれも外側地震帯の活動によるもので、土佐沖を震源地とする構造地震が主で、震域広く震度も強い。白鳳地震については、『日本書紀』に「人定におよびて大地震。国を挙げて男女叫唱東西を知らず。すなわち山崩れ河涌き、諸国郡官舎及び百姓倉屋・寺塔・神社破壊の類あげて数うべからず。是に因って人民及六畜多く死傷す。時に伊豫の湯泉没して出でず。土左国田苑五十余万頃没して海となる」とある。「五十余万頃」は現在の二平方畝(二二五町歩)で、海中に没したという。また翌十一月三日土佐国司は、この地震で船を失い調(租税の一種)を運ぶことができないと政府に報告している。慶長地震について『谷陵記』に、地震と津波で佐喜浜で五十余人、室戸方面で四〇〇人、甲浦で三五〇人の死者があったと伝えている。

宝永地震は有史時代最大の地震といわれ、亡所浦六一、半亡所浦四、流家一万一〇六七軒、壊家五六〇八軒、破損家一七七二軒、損田四万五一七〇石、死傷一七六〇人等と記録される。「手結の津波は山迄打寄せ」「赤岡、汐は在所残りなし、流家三ヶ一」「野市で汐は吉原の境迄、家少し流れる。物部三ヶ所流失、上田村在家中半まで汐入る。流家なし。下島・久枝・下田村何れも流失。前浜半流失」とあり、また「津浪潮先きは王子権現宮花表(鳥居)迄届たると云。又岸本は不及申、此新在家も亡所ニ成と云」ということで、これらの記録を総合すれば、海岸地帯は全部亡所となったと判断できる。また凄惨な地震の状況について、次のように述べている。

宝永四年丁亥十月四日は空晴四方に雲なし。其暑さ難堪事極暑の如し。午之刻(正午)に至りしばらくゆらりと静に地震す。夫より次第にゆり出し、天地も一つニ成よふに家も蔵も崩、あやも見分がたし。其ゆる事身も裂るが如く、大地微塵に割れ小砂水など沸。しばらく有て又ゆり幾度といふ事無、間もなくゆり、津浪打入より声々に啼上を下へ返し、近辺之山々へ逃走り云々

(浜田家文書)

宝永四丁亥年十月四日晴天、同日未の刻大地震。地割家倒れ人々打殺され、目まいして死ぬ者、山の下に住居の者山崩れ



『地震大揺り扣本』(嘉永7. 11. 5)
野市町下井 野口 勇蔵

るが、各地にその状況を記録したものが残っている。『歳代記』(横井、山崎教彦氏蔵)があるが、被害については吉原・古川分の状況が記述されるのみである。野市分等の内陸部分にも被害はあったと思われるが、記録されていない。それらの記録を紹介すると次のとおりである。

嘉永七寅十一月四日朝、五時頃少々ゆり、おきの汐大ニクルウ。万人不審成事也と申す外。⁽⁴⁾翌五日八ツ頃大ゆり浪入来ル。一番なみ楊枝ノ松南迄、二番・三番と楊子松より老丁計北横田道迄。其時父伝次右衛門馬をひき家内連切石山エ行。留守は自分(山崎李次)老人。翌朝なみ先見分し、古川山ノ根迄、古原修善寺迄。人馬無事。吉原ニテ家七軒流、和泉無事、古川車式軒流(中略)、古川塩田大ニ傷、堤分不残おし私平地の如。

〔『歳代記』〕

- 一 同五日に相成角段之事も無御坐ニと存候内に、夕方七ツ半頃より震り初、六ツ頃迄ユリ、其時私宅之家くるい。
- 一 同五日七ツ頃より震り初、大揺り七ツ半迄ユリ、夫より少穩ニ相成。夫より汐才気オ付レハ、早沖高キ否、老番波ハ

富の後へ迄来ル。又少々震り、二番波へ横田道迄来り、其汐引。又三番波ハ若富ノ下迄来り、夫が最早夜五ツ時ニ成。其波四ツ時頃迄ニ引、夫より波ハ入不申候。又其夜四ツ時頃ニ大震り、しばらくいたし、其間ハ少々震リハ間茂なく、又其夜九ツ半頃ニはらく大震りいたし、其後少々ハ中夜共数しれず少々ゆり、月日達内十二月卅日五ツ時頃ニ又大震りいたし、又をち付候得共、夫より大震ハ無候得共、少こしゆりハ数しれず。尤七八年茂数ハしれ不申候。⁽⁵⁾
一 汐は入時ニは、老番波より段々に引ては引きくさする事ニて、取やをそしとにけ申ニはをよび不申候。其時は姿人考を以入込、物をし内のしまついたし、尤あいまちの無用ニ可有事。明日なりて汐入と数人いゑ共、前日之震ほどの事でなければ汐入不申候。それハ又して茂姿人之いう事なり。二度と汐入事なし。にげ候時はすこしつゞきてよし。⁽⁶⁾

(以下吉原村の被害状況記述にて省略)

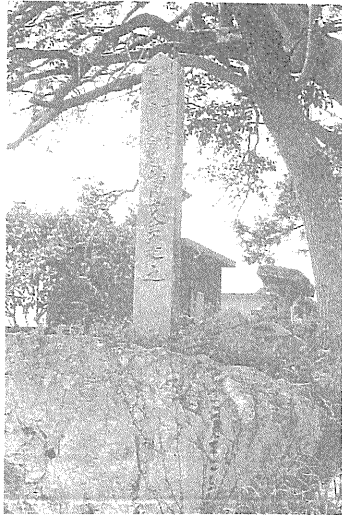
〔地震大揺り扣本〕

大地震の前兆として十一月二日までは「肌熱し」という暑気が続いたが、翌三日は大北風が吹き氷が張るほどの寒気に変ずる等の極端な気象変化があり、ツンツンと地鳴りしたと記録されている。また「物部川十禅寺迄汐

之届候との事也」とあるが、上岡八幡宮馬場先の鳥井

横にある明治十五年建立の地震記念碑には、「嘉永七年寅十一月五日大地震、地所によりしづみ、浦々人家流失、人いたみ夥敷、上岳西川原まで浪来る事を記」とあって、やや汐先到達地点で相違が認められるが、いずれにしても、物部川筋はかなり上流まで津波が押し寄せたことは間違いない。

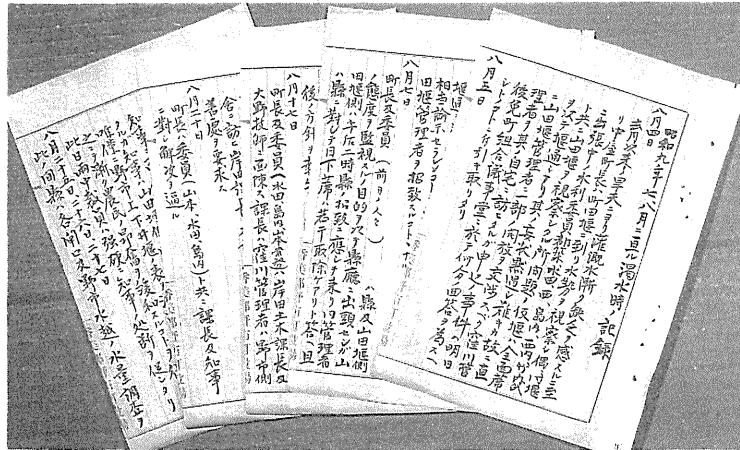
次に昭和二十一年十二月二十一日午前四時一九分、



安政地震記念碑
野市町上岡八幡宮馬場先

で死ぬ者もあり、大津波で家財悉く流失。怠慢なる者、不達者なる者、或は山遠き者共残らず大汐に引取られ死す。⁽⁷⁾
〔高野家文書〕

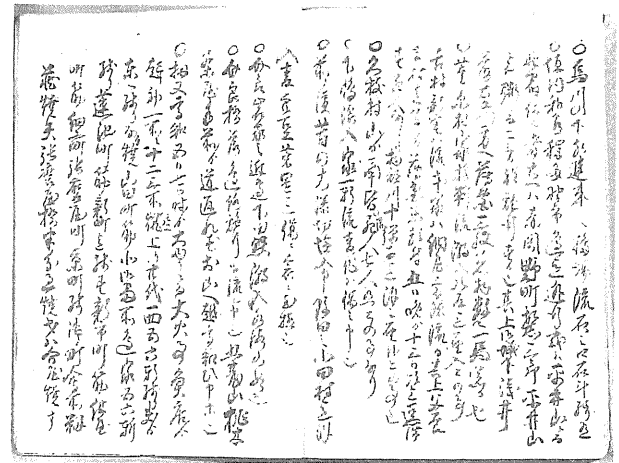
第八 災害と防災



昭和9年洪水時の記録 野市上井堰普通水利組合蔵

であるが、いずれもかんばつ被害に遭って土地の有志により構築が発起され、諸種困難を乗り越えて竣工させたという歴史を有するものである。

- 西佐古奥池 藩政期構築 面積五反歩
- 〃 築池 明治初年 〃 一反歩
- 〃 中池 昭和八年四月竣工 〃 三反歩
- 東佐古上分小山谷新池 明治三十年四月八日竣工
- 富家松葉谷・黒谷溜池 昭和六年春竣工



野市付近安政地震状況記事 (『浜田家文書』)

香我美町岸本 浜田康久蔵

いわゆる南海地震が突発した。終戦後間もない時期のこと
で体験者も多いが、その状況については、現代編第一章終
戦処理の項で詳述したので省略とする。震源地は高知市を
隔たる二五〇諸の海中で、振動時間は約七分間も続いた。
敗戦の苦しみに引き続いての災難で、なかには希望を失う
人も多かったのである。

かん 害

野中兼山の原野開発と井堰構築により野市
六〇〇石といわれる水田が開拓された
が、元来野市平野は土質が沖積土で、表土は礫質壤土およ
び腐植土で構成される関係から、保水力が極めて弱く、一
昼夜に二回灌水しなければならぬという状況であった。
また西佐古・東佐古・富家地区等、いわゆる山手に属する
地域は水利の便が悪いため、溜池による灌漑方法が講じら
れた。溜池構築の状況を示すつぎのとおりである。

さて、藩政期のかんばつについては枚挙にいとまのない状況
であるが、なかでも天明五、六年のかんばつなどはその最たる
ものでなからうか。天明二年(七三)から飢饉が始まるが、三、
四年にかけての大雨・洪水などで多大の農作被害の揚げ句のか
んばつで、餓死者が多く出て「大悪世」であると記録されてい
る。藩でも天明七年(天七)九月二十七日、従来分限高二〇万二
六〇〇石余のところ、以後一〇年間は一〇万石の格をもって課
役等を勤めることを幕府に申請しているが、これは山内一豊襲
封以来かつてないことで、これによっても当時の惨状は想像で
きると思われる。

先述のように野市地区土質の保水力が弱いことは、かんばつ
ともなれば大被害に直結するわけで、ためにこの地区農民の水
に対する意識は、他地区農民のそれよりはるかに深刻なもの
があったのである。明治六、七年の三野争議、明治二十七年五
月二十九日発生の中井(現上井)・下井両井組農民の騒擾、大正
九年六月の父養寺井堰問題で、山田堰側および父養寺井側農
民の乱闘では、ついに警官抜刀にまで発展した事件、さらに昭

和九年七、八月のかんばつで山田上井飯堰蔽問題に関する紛争、これに伴う野市下井地区の揚水発動機設置等、かんばつによる水論事件の主なるものをあげたが、これらの事件については、明治期以降の各時代区分の水・水論等の項で詳述した。

ところで、大正十二年の松葉谷・黒谷両溜池工事の設計書に、既往二〇年連続かん天日数調査が添付されるが、第一位三四日第二位二八日で、第一位は極めて稀有（きゆう）の年に属するので、第二位二八日を算定の基準とし、富家本村のように土質良好な所でも灌漑安全日数一四日、かん害となる日数一四日を算定している。水利事情は異なるものの悪条件の土質である野市平野では、毎年灌漑用水の最も必要な時期の二八日間のかんばつは、とても富家本村の比ではなかったと考えられる。このことよりすれば野市平野では大なり小なり毎年のように水騒動があったわけで、農民の用水確保に対する苦難は並々ならぬものがあつたのである。

しかし戦後に至り、西佐古用水および富家用水の開発や物部川合堰の設置、あるいは各土地改良区の整備事業等によって、最近ではほとんどかんばつ被害はなくなったが、過去において野市は水騒動で有名であつたことよりすれば今昔の感があるが、これについては祖先および先哲の苦心・努力を忘れてはならないであろう。

火災・消防

現野市町地域における火災についてそのことごとくをつまびらかにすることはできないが、戦後において比較的大規模なものをあげると、まず昭和二十七年四月二十六日に野市町中野市劇場西隣約六世帯が焼け出され、町は火災対策の緊急町会を開いて、町から救済金三万円支出、町内各団体協力して見舞金の募集、受災家屋復旧のための低利資金借入れ斡旋（わくせん）などを議決している。また昭和三十四年五月十八日夜、野市町中ノ村六四六番地株式会社共同製材所の製材工場から出火、全焼一二、半焼二、合計一四世帯・五九人が焼け出され、被害総額は二一六万五〇〇〇円であつた。また香宗近辺は昭和二十五年以来しばしば放火事件があり、未検挙一六件ですでに検挙されたもの四件を加えると合計二〇件という状態で、住民を極度の不安に

陥れた。最近のものでは昭和三十四年正月四日に香取神社および香宗我部神社が全焼したと記録されている。⁽⁹⁾

ところで、文禄五年（一五九六）制定の『長宗我部百箇条』第九八条に、

火事、常に火用心専一也。類火於有之者、火本者其身ニ応じて過錢あるべし。火本迄之火事者可ニ逐電、并つけ火者付手為ニ歴然者、親類迄も可ニ成敗ニ事。

とあって、すでに長宗我部時代において火災に対して嚴重な取締令が発せられている。また元禄三年（一六八六）発布の『元禄大定目』の「市町定」には、

町中火用心常々不可有油断、火消道具毎年改之堅固に令ニ用意。若出火の節は、兼而定置役付之通面々へ随、火消のとあつて、この時期においては火消しの機構が整備されていることはわかるが、その詳細までの説明はない。しかしこの「市町定」は主として城下町に対する規定で、別に「郷中定」というのがあるが、それには消防に関する条項が見えないので、郷分には消防組織はなかったと考えられる。しかし出火の際は近隣の者が駆け付けて消

火活動を行い、役人が出張して出火原因などの検証吟味が行われたことは当然であろう。高知に竜吐水（りゅうとすい）（手押しポンプ）が入つたのは天明元年（一八二一）といわれ、藩政期を経て明治初年にかけて、高知城下では消防体制はかなり整備されていたようである。

明治十一年三月県は消防事務仮章程を布達して、消防に関する処置方法や連絡方法等について規定しているが、当時は高知周辺で私設消防組二一組が存在し、一組三〇人ないし百二、三十人の大小さまざまな組織で、その頭取はみな俠客（きやく）をもって任じ、ことごとく自由主義を唱え、い組・ろ組というような江戸火消しに習った名称をつけ、あたかも乱徒が隊伍を組んだようである。一般庶民からは畏怖（おそ）の念をいだかれていた。明治十四年に至り県はこれが対策として、消防組織を警察の任務としてその取り締まりを命じたが、さらに明治十六年三月消防夫